

平成23年第3回砂川市議会臨時会

平成23年11月29日（火曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
辻 勲議員
増田 吉章議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 11月29日
至 11月29日 1日間
- 日程第 3 議案第 1号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（14名）

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	高橋仁美
砂川市監査委員	奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院院長	小熊豊
総務部 兼会計管理 部長	湯浅克己
市民部長	高橋豊
経済部長	栗井久司
建設部長	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
事務局主幹兼庶務係長	佐々木純人
議事係長	吉川美幸

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成23年第3回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び増田吉章議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、11月29日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第1号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第1号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則等を踏まえ、職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、13ページをお開きいただきたいと存じます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。

附則第10項は、平成18年の砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例附則第5項の規定による給料の切りかえに伴う現給保障の適用を受けている職員の平成23年12月以降の給料月額を同項の適用後の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とするものであります。ただし、附則第8項の適用を受ける職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とするものであります。

別表の第2、第2の2、第4及び第5の給料表の改正であります。4ページから12ページが改正後の給料表となっております。

職員に対する影響は、行政職給料表で平均0.21%、649円の引き下げ、医療職(二)表で平均0.16%、423円の引き下げ、医療職(三)表で平均0.14%、396円の引き下げとなっており、砂川市平均では0.13%、441円の引き下げとなっております。なお、医療職(一)表につきましては、改正を行っておりません。

附則第1項は、施行期日であり、この条例は、平成23年12月1日から施行するものであります。

第2項は、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置で、改正後の砂川市職員諸給与条例第33条第1項及び第4項、または第40条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から第1号及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とするもので、この場合において調整額が基準額以上となる場合は期末手当は支給しないこととするものであります。

第1号は、平成23年4月1日、または同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員になった者については、新たに職員となった日において適用される給料表並びにその職務の級及び号俸が次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額とするものであります。

第2号は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額とするものであります。

なお、給料表の詳細につきましては、17ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しております。また、45ページから附属説明資料ナンバー3として会計別、職務の級別改正状況調べ、職種別、職務の級別改正状況調べを添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第1号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

私は、改正理由のところについてお伺いしたいと思うのですが、改正理由では地方公務員法の定める給与決定の諸原則を踏まえてというふうによくわからない中身になっているのですけれども、いつもでありますと人事院勧告に基づいてという表現にされているのですが、人事院勧告との関連はどうなっているのかお伺いしたいと思います。ご承知のとおり人事院勧告は、国家公務員に対する勧告が行われて、今回はボーナス等は据え置いて、給料については平均収入の1万5,000円、0.23%減との勧告がされておりますけれども、これまで人事院勧告の完全実施ということも言われてきたのですが、これらの方針等についてどう理解すればよいのかまずお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

今回の条例の制定に伴う改正理由の違いということで、今までであれば人事院勧告に基づいてというその部分との違いということでご質疑ありましたので、ご答弁させていただきます。これまで国におきましては、国会及び内閣に対して行われる人事院勧告に基づきまして閣議決定後に国会において審議され、一般職の給与に関する法律の改正により俸給表の改定が行われ、この改正に準じまして市職員の給与改定を行ったところであります。そのため改正の理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じ本市職員の給料月額を改定するためというような状況になっておりました。しかし、本年につきましては、人事院は9月30日に勧告を行いました。勧告前に提出されました復興財源確保のための国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が、人事院勧告による給与水準の引き下げ幅と比べ厳しい減額措置内容となっており、総体的に見れば人事院勧告の趣旨も内包しているとの判断から、既に提出している法律案を優先し、人事院勧告を実施するための一般職の給与に関する法律の改正案は提出しないことを10月28日に閣議決定したところであります。砂川市といたしましては、一般職の給与に関する法律の改正がなされない状況にありましても、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が、人事院勧告の趣旨も内包しているという国の判断を考慮いたしまして、官民較差を示した人事院勧告を尊重し、地方公務員法第24条に規定されている給与決定の諸原則等である職員の給与は、その職務とその責任に応じるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体との職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとの考え方に基づきまして給与の改定を行う必要があると判断したところであります。そのために今回の提案理由につきましてもこのような提案理由としたところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今の説明でその経過はわかったのですけれども、ご承知のとおり人事院

による勧告というのは、今、国会でも議論されておりますけれども、憲法で保障された労働基本権の制約に対する代償措置だということで、しかし今回政府はそれを守らず、独自法案をつくるということは、私は大変いかなものかなと。場合によっては憲法に反する中身でないかなと私自身は思っているのですけれども、そこでお伺いしたいのは、理解する上で先ほど質疑したのですけれども、人事院勧告と砂川市のパーセント見ればちょっと違うのですけれども、人事院勧告では0.23%というようなことになっているので、その辺どう理解したらいいか。砂川市は人事院勧告に基づいてというふうに理解していいのかどうなのか、ちょっとわかりやすく説明をしていただきたいと。人事院勧告どおりでしたというのか、砂川市独自で削減をしたというのか、そのところちょっとわかりやすく。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の給与改定につきましては、人事院勧告で出されたものと同じ改正幅になっております。国で言うております0.23%との違いにつきましては、職員の年齢構成等に伴いまして、どちらかといいますと今回の改正につきましては、中高年齢層に引き下げを当てるということになっておりますので、砂川市においては若年層の職員数も多数おりますので、このような形の率の違いが生じているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。砂川市の場合は、病院もそうですけれども、若い職員の方が非常に多いということでパーセントが引き下がったということでありまして、理解をいたしました。

以上で終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、いつもこの給料の改定になるとお伺いする砂川市としての影響額をまず1点目にお伺いすると、それから医療職の関係なのですけれども、(一)、(二)、(三)とあるのですが、それぞれどのような職種なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) まず初めに、今回の改定に伴います影響額についてご答弁させていただきます。

影響額につきましては、会計別でご答弁をさせていただきたいと存じます。一般会計につきましては263万8,686円になります。改定率で0.22%になります。国保会計は5万6,454円、改定率は0.18%、下水道会計は6万9,638円、改定率は0.27%になります。病院会計につきましては、458万3,259円になります。改定率は0.1%になります。

あと、続きまして医療職の給料表の関係になります。給料表の(一)表につきましては

医師が給料表の（一）表になります。給料表（二）表につきましては、薬剤師、栄養士、あと放射線の技師等の医療技術職の給料表になります。医療職（三）表につきましては、看護師、保健師、准看護師の給料表ということになっております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 影響額についてはわかりました。

わからないのが医療職の（一）、（二）、（三）で対象になっている人としていない人がいるということなのですけれども、今は病院といえどもまだ独立採算されているわけではないし、お医者さんも市の職員であることは間違いのないのですが、なぜお医者さんは今回の給料削減の対象にはならなかったのかをお伺いをしたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 医療職の（一）表の改定が見送られたということにつきましてご答弁させていただきます。

こちらにつきましては、人事院勧告におきましても国の医療施設等における医師の確保、処遇改善を図るために医療職（一）表の改定は見送られたところでございますので、砂川市におきましてもこの決定に基づきまして判断したところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 すべてが人事院勧告に基づいてということのようにお答えがあったわけですけれども、これって何となく妙だよなという感じがあるのです。同じ病院に勤めていて、同じように患者さんと接して、医療をともにやっている中で、お医者さんだけは特権階級みたいなようにして、同じ職員でありながら、そこはこういうふうなときにも給料は削減をしないという形になるわけですけれども、看護師さんが不足していて大変なのはうちの病院でよくわかっていることなのですけれども、これで市長いいのでしょうか。ただ人事院勧告だといいいながら、市長の政策として、やはり医者も医者として市の職員であるので、同じようにやってほしいというようなことというのは今までこの改定の中では一度の話もなく、ただ単純に人事院勧告のとおりということで市長は今回提案されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 これまで給与改定につきましては、基本的に人事院勧告に沿った形で給与改定を行っておりますので、医師等につきましても同様の考え方の中で進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成23年第3回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年11月29日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員